

八尾市保育士確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市内に所在する私立認定こども園、私立保育所及び小規模保育事業（以下「認定こども園等」という。）の質の高い教育・保育の提供を図り保育ニーズに対応するために保育士確保を支援することを目的として、本市の認定こども園等で一定期間勤続する新規採用の保育士等に対する継続勤務補助（以下「補助金」という。）の交付について、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市交付規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（国、都道府県又は市町村以外の者が設置する認定こども園に限る。）をいう。
- (2) 私立保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める保育所のうち同法第35条第4項の規定により設置されたものをいう。
- (3) 小規模保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (4) 認定こども園等 第1号、第2号及び第3号の施設をいう。
- (5) 保育士等 認定こども園法第14条第10項に規定する保育教諭、児童福祉法第18条の4に規定する保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第9項に規定する教諭をいう。（園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、主幹教諭、主任保育士は対象外。）

(補助対象者等)

第3条 この補助金の対象者は、八尾市内の認定こども園等を経営する法人（以下「法人」という。）によって雇用された者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成29年4月1日以降に正規職員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって常勤である者をいう。以下同じ。）の保育士等として雇用された者。ただし、同一法人内での勤務施設の変更は除くものとする。
 - (2) 八尾市内の認定こども園等で正規職員の保育士等として勤務している者。
 - (3) 八尾市私立認定こども園等運営費補助金交付要綱に定める保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象経費の対象となっていない者。
 - (4) 第5条に規定する補助期間に基づき、補助金を交付されたことがない者。ただし、令和6年6月1日以降に補助金の交付を受けていない場合は、第14条に定める補助金の全額返還の日から対象とする。
- 2 第5条に規定する補助期間中に、前条において保育士等の対象外としている園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、主幹教諭、主任保育士のいずれかにある場合は、当該申請期間の補助金（年額）を支給しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、年額10万円とし、予算の範囲内において市長が認める額とする。

(補助期間)

第5条 補助金を支払う期間は、3年間を限度とする。ただし、平成29年4月1日から令和2年3月31日までに雇用された者は2年間を限度とする。(疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事することができない期間が1か月以上ある場合は、当該期間を除く。)

(交付申請等)

第6条 補助金を受けようとする者は、八尾市保育士確保事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する指定する期日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 雇用開始1年目 雇用開始日から起算して2か月以内
- (2) 雇用開始2年目 雇用開始1年目に係る実績報告書の提出期限から起算して1か月以内
- (3) 雇用開始3年目 雇用開始2年目に係る実績報告書の提出期限から起算して1か月以内

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に定めた書類の提出を受けたときは、その適否を決定し、八尾市保育士確保事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は八尾市保育士確保事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、八尾市保育士確保事業費補助金請求書(様式第4号)を市長が指定する期日までに提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定に基づく書類の提出があった場合は、第7条に規定する交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助対象者は、交付申請後に疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事することができない期間が1か月以上ある場合は、当該事由が発生した日から2か月以内に八尾市保育士確保事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、第3条第1項第2号又は第3号の要件を満たさなくなった場合は、当該事由が発生した日から1か月以内に八尾市保育士確保事業費補助金廃止承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく申請書の提出があったときは、補助事業変更が適当と認

められる場合は、八尾市保育士確保事業費補助金変更承認決定通知書（様式第7号）により、第2項の規定に基づく申請書の提出があったときは、補助事業の廃止が適当と認められる場合は、八尾市保育士確保事業費補助金廃止承認決定通知書（様式第8号）により、それぞれその旨を補助対象者に通知する。

- 4 市長は、補助事業変更が不適当と認められるときは、理由を付して、八尾市保育士確保事業費補助金変更不承認通知書（様式第9号）により補助対象者に通知する。
- 5 補助対象者は、第1項に規定する申請書を提出し、第3項に規定する通知があった場合は、申請に係る事由が終了した日から1か月以内に復職証明書（様式第10号）を市長に対し提出しなければならない。

（実績報告書等の提出）

第11条 補助対象者は、次の期日までに、八尾市保育士確保事業費補助金実績報告書（様式11号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第2項第1号に規定する期日に交付申請書等を提出した場合は、雇用開始日から1年間（疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事することができない期間が1か月以上ある場合は、当該期間を除くものとする。）を経過した日から1か月以内とする。
 - (2) 第6条第2項第2号及び第3号に規定する期日に交付申請書等を提出した場合は、補助期間満了日（疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事することができない期間が1か月以上ある場合は、当該期間を除くものとする。）から1か月以内とする。
- 2 第10条第2項に基づく八尾市保育士確保事業費補助金変更承認決定通知書の通知があった補助対象者は、次の期日までに、八尾市保育士確保事業費補助金実績報告書兼継続申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。（八尾市保育士確保事業費補助金実績報告書を提出した場合を除く。）
- (1) 雇用開始1年目 雇用開始日から1年を経過する日から1か月以内
 - (2) 雇用開始1年目以降 前号に規定する期日の初日から1年を経過する日から1か月以内

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に定めた書類の提出を受けたときは、補助金の額を確定し、八尾市保育士確保事業費補助金額確定通知書（様式第13号）を補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、規則に定めるもののほか、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
 - (2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
 - (3) 疾病、負傷、その他やむを得ない事由により業務に従事することができない期間が2年を超えた場合
 - (4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適

用があるものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する取り消しを行ったときは、理由を付して補助対象者に八尾市保育士確保事業費補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第10条第3項の規定により補助金の廃止を決定した場合又は、前条第1項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、令和6年5月31日までに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じ八尾市保育士確保事業費補助金返還命令書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の命令があったときは、当該補助対象者は返還を命じられた額を市長が定める期日までに納付しなければならない。

(委任)

第15条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

